

1 区域

熊本県全域

2 期間

令和2年5月7日（木）から5月20日（水）まで

3 協力要請内容

- ・ 特措法施行令第11条に規定する施設のうち、社会生活を維持する上で必要な施設等を除いた施設の管理者に対し、特措法第24条第9項に基づき施設の使用停止の協力を要請。
- ・ また、これに該当しないが、使用停止が望ましい施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼。
- ・ ただし、「三つの密（密閉・密集・密接）」が避けられない営業に使用する施設を除いては、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとした基本的な感染防止対策の徹底（別添①～③参照）を条件として、営業の再開を可能とする。→4（2）、4（3）
- ・ また、飲食店においては、基本的に施設の使用停止の協力を要請しない施設に該当するものの、営業時間の短縮等の協力を依頼。ただし、基本的な感染防止対策の徹底を条件として、営業時間の短縮等の解除を可能とする。

4 基本的に休業を要請する施設

(1) 営業再開の対象外の施設

【特措法による休業要請を行う施設】

施設の種類	内 訳
遊興施設 ※「3つの密」が避けられない営業に使用する施設	キャバレー、ナイトクラブ、ディスコ、ショーパブ、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツバー、個室付浴場業に係る公衆浴場、店舗型ファッションヘルス等

(2) 感染防止対策の徹底を条件に5月11日（月）から営業再開が可能な施設

【特措法による休業要請を行う施設】

施設の種類	内 訳
遊興施設	バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場等
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等

(3) 感染防止対策の徹底を条件に5月7日(木)から営業再開が可能な施設

【特措法による休業要請を行う施設】

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等 (感染防止のうえ営業可)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
学校(上記を除く)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※ 但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請
運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る

【特措法によらない協力依頼を行う施設(床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)】

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

5 基本的に使用停止の協力を要請しない施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）。 <u>ただし、基本的な感染防止対策の徹底を条件に、5月11日（月）から制限を解除。</u>
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等 ※ テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※ 営業するすべての施設は、別添資料を参考とし、適切な感染対策を講ずること。